主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中八〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人小田成光の上告趣意は、憲法三一条違反をいう点を含め、実質は事実誤認、 単なる法令違反、量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主 張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、原判決及びその是認する第一審判決の認定によれば、<u>被告人は、外二名と共に、厳寒の深夜、かなり酩酊しかつ被告人らから暴行を受けて衰弱していた被害者を、都内荒川の河口近くの堤防上に連行し、同所において同人を川に転落させて死亡させるのもやむを得ない旨意思を相通じ、上衣、ズボンを無理矢理脱がせたうえ、同人を取り囲み、「この野郎、いつまでふざけてるんだ、飛び込める根性あるか。」などと脅しながら護岸際まで追いつめ、さらにたる木で殴りかかる態度を示すなどして、遂には逃げ場を失つた同人を護岸上から約三メートル下の川に転落するのやむなきに至らしめ、そのうえ長さ約三、四メートルのたる木で水面を突いたり叩いたりし、もつて同人を溺死させたというのであるから、右被告人の所為は殺人罪にあたるとした原判断は相当である。</u>

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五九年三月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 和 田 誠 一

裁判官 藤崎萬里

裁判官	谷		正	孝
裁判官	角	田	禮 次	郎
裁判官	矢		洪	_